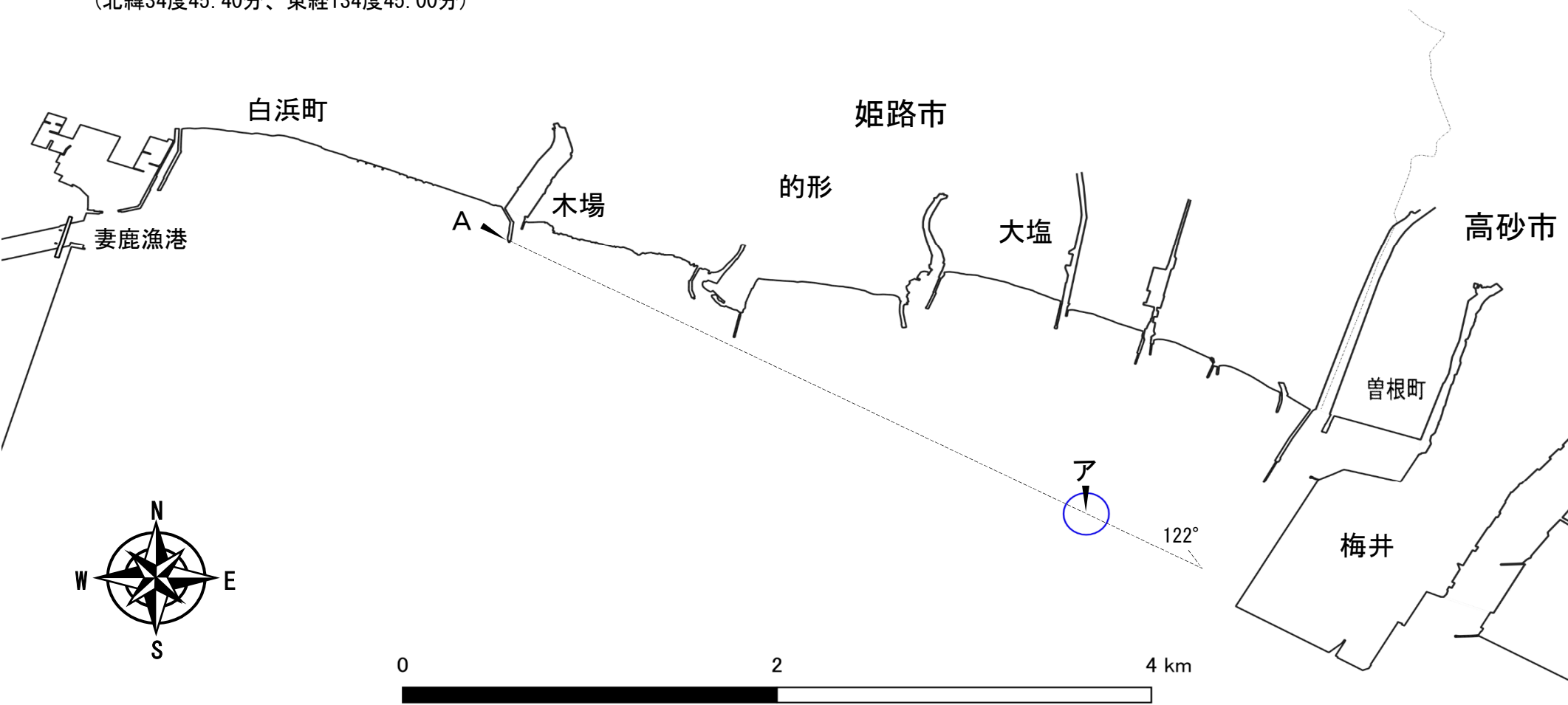


免許番号 共第308号
漁場の位置 姫路市大塩町地先
漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置

- A 姫路市姫路八木港西防波堤灯台中心点
(北緯34度46.26分、東経134度43.34分)
- ア A点から122度2,990メートルの点
(北緯34度45.40分、東経134度45.00分)



令和5年9月1日 免許
共第308号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第308号		摘 要		

免許番号		共第308号		摘要			
共有漁業権事項							
順位番号	持分	事項	順位番号	持分	事項	備考	
	1	姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合 高砂市高須18番8号 伊保漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		